

マイナンバーカードと運転免許証の一体化に伴い必要となる書類について

マイナンバーカードと運転免許証の一体化に伴う、有料道路の障害者割引制度申請時に必要となる書類について、以下のとおりとなります。

(5) 事前申請

本割引の適用を受けるためには、手帳を管理している（手帳に住所記載のある）市区町村の福祉担当窓口又はオンラインにおいて事前に申請が必要です。また、割引有効期限が過ぎた後も引き続き本割引を受ける場合や登録事項に変更が生じた場合も、同様です。

※既に事前申請を行っている場合は、事前に登録されていない自動車で障害者割引の適用を受けるために、新たな申請手続きは不要です。

なお、代理人による申請もできます。各申請時に必要となる書類は以下のとおりです。（福祉担当窓口で手続きされる場合、各種書類等は原本を提示してください。）

書類名	手続き内容						必要なケース	
	事前申請において自動車を登録する場合			事前申請において自動車を登録しない場合				
	新規	変更	更新	新規	変更	更新		
障害者ご本人の手帳	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	常に必要	
手帳に自動車登録番号又は車両番号の記載を受けられようとする自動車の自動車検査証等（注1）	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	×	×	×	自動車を登録する場合	
住民票等	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	×	×	×	登録する自動車の所有者及び使用者が、障害者本人及び介護者でない場合（注2） ※具体的な要否はお手続きいただく福祉担当窓口へご確認ください	
割賦契約書又はリース契約書等	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	×	×	×	割賦契約又は長期リースにより自動車を利用されている場合	
ETCカード（注6）	<input type="radio"/>	<input type="radio"/> (注3)	<input checked="" type="radio"/> (注5)	×	×	×	ETC無線通行（ノンストップ走行）される場合	
ETC車載器セットアップ申込書・証明書等（注7）	<input type="radio"/>	<input type="radio"/> (注4)	<input checked="" type="radio"/> (注5)	×	×	×	ETC無線通行（ノンストップ走行）される場合	
運転免許証（注8）	<input type="radio"/>	×	×	<input type="radio"/>	×	×	障害者ご本人が運転される場合	

（注1）「所有者の氏名又は名称」の記録がない電子車検証の場合、電子機器等により車検証情報を確認します

（車検証電子化（普通車…令和5年1月開始）から最低3年間は、国が電子車検証を交付すると同時に「自動車検査証記録事項」を発行する方針であるため、「自動車検査証記録事項」により確認することも可能です）

（注2）自動車の所有者及び使用者と障害者ご本人の続柄を確認するために必要となります

（注3）カード名義、番号を変更する場合のみ

（注4）車載器を変更する場合のみ

（注5）前回申請時から変更しない場合のみ

（注6）未成年の重度障害者の方がご本人以外の方の運転による本割引の適用を受け、かつご本人の運転による本割引の適用を受けない場合は、親権者又は法定後見人（家庭裁判所が選任した未成年後見人等）名義のものも対象になります

（注7）ETC車載器の管理番号が確認できるものをお持ちください

（注8）運転免許証の免許情報が記録されたマイナンバーカード（マイナ免許証）の提示も可能です

マイナ免許証の場合は、マイナポータル又は「マイナ免許証読み取りアプリ」で読み取りの上、顔写真が表示されている免許証の画面（スクリーンショット又は印刷も可）を提示してください